

第12回さいたま市環境影響評価技術審議会

次 第

平成20年9月8日(月)
午前10時～正午
ラフレさいたま 4階 檜の間

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) (仮称)さいたま新都心第8-1A街区整備事業
に係る環境影響評価調査計画書について

(2) さいたま市新クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価調査計画
書の変更について

(3) その他

4 閉 会

<資料等一覧>

▼「(仮称)さいたま新都心第8-1A街区整備事業」

○(仮称)さいたま新都心第8-1A街区整備事業に係る環境影響評価調査計画書

○資料1 事業概要資料一式

○資料2 環境影響評価技術審議会 委員会意見

○資料3 住民からの提出意見の概要

○資料4 環境影響評価調査計画書の事業概要及び手続状況

○パンフレット(クロスロード)

▼「(仮称)さいたま市新クリーンセンター整備事業」

○資料5 環境影響評価調査計画書の変更について

○さいたま市環境影響評価技術審議会 委員名簿

○(仮称)さいたま新都心第8-1A街区整備事業に関するさいたま市環境影響評価技術審議会委員会 委員名簿

○出席者名簿・座席表(両面)

第12回さいたま市環境影響評価技術審議会席次表

議事(1)(仮称)さいたま新都心第8-1A街区整備事業

日時 平成20年9月8日(月)
午前10時00分から
ラフレさいたま 4階 櫛の間

坂本会長

町田副会長

川上委員

河村委員

京野委員

小松委員

住広委員

安岡委員

渡辺委員

議事録者

事務局

市川主査

武井係長

小泉課長

宮川部長

田中技師

須田技師

事業者

(7名)

コンサルタント

(8名)

記者席

傍聴席

第12回さいたま市環境影響評価技術審議会席次表

議事(2)新クリーンセンター整備事業

日時 平成20年9月8日(月)
午前10時00分から
ラフレさいたま 4階 櫺の間

坂本会長

町田副会長

川上委員

河村委員

京野委員

小松委員

住広委員

安岡委員

渡辺委員

議事録者

事務局

市川主査

武井係長

小泉課長

宮川部長

田中技師

須田技師

都決者・事業者

土屋係長

岩崎
室長補佐

堀内主幹

太田主任

空席

記者席

傍聴席

第12回

さいたま市環境影響評価技術審議会

平成20年9月8日（月）

さいたま市環境対策課

○事務局 : ただいまから第12回さいたま市環境影響評価技術審議会を始めさせていただきます。議事に先立ちまして環境共生部長の宮川からごあいさつをさせていただきます。

○環境共生部長 : おはようございます。環境共生部長の宮川でございます。

第12回さいたま市環境影響評価技術審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。本日の会議は(仮称)さいたま新都心第8-1A街区整備事業を中心にご審議をいただきます。この事業は、新タワーの建設にかかわる事業といたしまして県市が政策的に進めてきたものであり、また本市の顔であるさいたま新都心地区における大規模事業の一つでもあることから、県内外から注目されている事業でございます。本日も活発なご審議をいただきたいと思います。どうぞ委員の皆様方、よろしく願いいたします。

○事務局 : それでは、改めまして本日ご出席いただいております委員の皆様をご紹介させていただきます。

(審議会委員紹介)

○事務局 : 引き続き、市職員、事業者を紹介させていただきます。

(事務局、事業者紹介)

○事務局 : 続きまして、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

○事務局 : それでは、さいたま市環境影響評価技術審議会規則第3条第1項の規定により、議長となります坂本会長に以降の進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○坂本会長 : それでは、まず、議事に先立ちまして、本日の会議の出席者数について確認をしたいと思います。事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 : 本日の会議は、委員総数14名のうち9名のご出席をいただいておりますので、審議会規則第3条の規定により、本会議が成立していることをご報告いたします。

○坂本会長 : それでは、これから議事に入りますが、傍聴希望者はいるでしょうか。

○事務局 : 傍聴希望者が3名います。

○坂本会長：それでは、会議の公開について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局：本会議は、さいたま市審議会等の会議の公開に関する指針により原則公開となっております。ただし、同指針に規定している事項に該当する場合、会議の全部または一部を非公開とすることもできることになっております。その規定を一部読み上げさせていただきます。（以下 規定読み上げ）

なお、公開、非公開の決定は、審議会の会長が当会議に諮って行うものとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○坂本会長：ただいま説明をいただきましたが、非公開の要件に該当しないと思いますので、公開として開催させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」の発言あり）

○坂本会長：それでは、公開としますので、事務局は傍聴希望者を会場に入れてください。

それでは、早速ですが、議事に入ります。議事の1点目、（仮称）さいたま新都心第8-1A街区整備事業についてですが、初めに事務局から説明をお願いします。

<議事1（仮称）さいたま新都心第8-1A街区整備事業>

○事務局：それでは、事務局から手続状況等について初めに説明します。

（資料4説明）環境影響評価調査計画書の事業概要及び手続状況となっております。よろしいでしょうか。この調査計画書は、平成20年5月21日に受理しています。その後、26日に公告し、6月25日までの1カ月間縦覧に供しています。意見書の提出期間はプラス2週間ですので、7月9日まで実施しています。住民から事業者に対する意見書が1通提出されています。その後、委員会を2回開催しています。

（資料3説明）資料3が意見のある者から事業者に提出された意見書の概要です。内容は風害に係るものです。それから、計画書中、環境保全に関する配慮方針の部分に植栽の配置等の検討という記載がありますので、この中には植栽についても意見されています。手続状況等につきましては、以上です。

続いて、事業者側から事業概要、それから計画書の内容等について説明をします。

○事業者：それでは、事業概要について説明します。資料は、右上に資料1と書いてあるA3の白い資料です。

（資料1説明）

引き続き、環境影響評価の調査計画書につきまして鹿島建設から説明します。

○コンサル：それでは、調査計画の概要について私どもから説明し、調査内容の詳細は環境管理センターから説明します。

(調査計画書説明)

○坂本会長：それでは次に、この調査計画書について委員会において審議をお願いしています。その結果について安岡委員から報告をお願いします。

○安岡委員：それでは、委員会の審査について報告します。

委員会は第1回を6月30日に、第2回を8月6日に開催しました。現地調査及び審議の結果を踏まえて、委員会意見として取りまとめましたのが資料2です。

(資料2説明)

以上、ここで取り上げました項目以外については、調査計画書を検討した結果、計画書どおり実施していただければ特に委員会としての意見はないということをご報告します。

○坂本会長：この委員会については、久保田先生、篠崎先生、住広先生、それから委員長の安岡先生と渡辺先生で審議いただき、委員会意見をまとめていただいたものです。それでは、事業計画の概要、調査計画書及び委員会意見について質問、意見等をお願いしたいと思います。本日の審議の進め方としては調査計画書の項目別に意見を伺います。

－事業概要 調査計画書3ページから18ページ－

○坂本会長：委員会意見としては、供給施設計画及び緑化計画で、最初の対象事業の実施方法のところに2項目あります。

○川上委員：資料1の左の延べ床面積ですが、容積率を730%に変更する地区計画変更手続を予定していると、現在600%であるのを730%に変更するということですが、この容積率というのは環境影響に量的に直接きいてくるとは思いますが、よくわからなかったのが、この地域の上限は600%なのではないでしょうか。それをこの建物のために730%に変更を申請するという事なのですか。

それから、延べ床面積を上敷地面積で割ると730%以上になるとは思いますが、これは除外する部分があるのですか。それから、容積率を変更するのは申請すれば通るものなのではないでしょうか。

○事業者：まず、最初の質問ですが、私どもが伺っておりますのは、この地区は、空地等を確保することによって最大900%までの容積率が認められる地区計画です。その中

で本計画としては、空地の確保等を用意することによって**130%**の容積アップを申請して**730%**という計画にしています。

それから、延べ床面積を敷地で割ると**730%**にならないという点については、ご指摘のとおり、駐車場等は容積除外になります。

○川上委員：そのような除外規定があるのならば、それを記載していただければ誤解が少いかと思います。

○事業者：はい、承知しました。

○坂本会長：**900%**というのは、この地区が全部そういう想定になっているということですか。

○コンサル：さいたま新都心地区のそれぞれの場所によって多少上限は違います。例えば明治生命ランド・アクスタワーについては**1,000%**まで上限として認められる地域です。よって、街区によって**400%**まで割り増しできるところあるいは**300%**までということになっていますが、当街区については**300%**が上限ですので、**600%**から**900%**まで上げることが8-1A街区については上限となります。街区によって上限が違うということです。

○坂本会長：基本が**600%**で、そしてさらに地区によってプラスアルファがあると。

○コンサル：はい。その地区によって空地を設けるとかあるいは歩行者のデッキを整備するか、それぞれの地域への貢献に応じて割り増しの都市計画決定をさいたま市が検討することになります。

○坂本会長：そうすると、今まさに川上委員の質問と私もここに鉛筆書きで幾つか、**600%**から**730%**とか割り算などしていますが、非常にわかりにくいですね。現在の上限が**600%**になっているとすれば申請すると少なくとも幾つになるのか、計画はそれ以下になっているであろうという形で影響評価を考えていきたい。それから**730%**なら**7.3**以下だろう。駐車場は随分広いが、これを足すとどうなるのだろうと思います。そうすると、そういった点をどこがどう除かれて少なくとも何点幾つ以下にすれば容積率は下がっていくという形で明確に書く必要があると思います。それから、空地の場合、元々の容積率を上げるということはいわば平地のところでは空地をたくさん確保していろんなことを考えているわけですが、それが例えば飛び飛びになっていたりすると、実は余り意味が出てこなかったりするわけです。そういう意味では、空地についても、どういうところが今の考えられるところに入っているのだとか、環境影響評価をする上では非常に重要なところかと思しますので、

その辺は明確に書いていただく必要があるという印象を私も持ちました。

○小松委員：手続上のことで聞きますが、先ほど安岡委員からも委員会からのいろいろな要望事項が出ていました。例えば緑化計画だとかこういうふうに植栽箇所を明示することということが出ていますが、これに対する対応というのはどのようになるのですか。

○事務局：風害に対する対応として、この計画書の中で風害のところで出てきますが、基本的には植栽で対応します。ただ、委員会での風害の中で、意見にも出ていますが、風洞実験等を行い、植栽だけでは影響を回避できないという結果であれば、ほかの対策についても検討します。つまり風洞実験を踏まえて対策を検討していくという形です。

○坂本会長：よろしいですか。風洞実験の多くの場合、模型は正確につくれるのですが、実は熱が考慮されていないですね。それが、施設が大きくなってくるとかなり問題で、実は熱というのは風を起こすのです。ですから、そういう意味では施設、設備が大きくなってくると、従来の風洞実験でできるモデルだけでは予測精度にやや問題があり、安全率をどのくらい見込むか、というか予測する数値がかなりぎりぎりになった場合には、相当熱のことを考える必要があるということも記憶にとどめていただきたいと思います。これは道路を走る車などの場合、実は車自体が熱源であったりするのですが、今までは考慮されていませんでした。やっと最近そのあたりについて考慮されるようになったところです。もともと非常に広い空間であれば余り問題ないですが、両脇に建物が建て込んでいるような場所ですと、その熱も考えなければいけないことがあるということです。

どうぞ、そのほか何か。

○安岡委員：今会長の言われた件については、研究的なレベルで、ある程度予測ができるものになってきています。具体的には、太陽の位置やそれから建物の耐熱ですね。これが今回のように地域でエネルギー供給を受けている建物は、もし冷やすだけならば建物壁面は外気よりも下がって、マンションの構造はそこが違う。ただ、熱源機自体を例えば最上階、屋上にクーリングタワー等を設けますとそこが熱源になる。それらの影響を建築物の総合判定まで含めてやっていけるかという状況でして、アセスの段階でそこまで要求するのは少し酷かなという気がしますが、いろんな問題があることを念頭に置いてやっていただきたいと思いますという気はします。

○渡辺委員：資料1の一番下の事業スケジュールの件ですが、建物全体の概要図、3枚目のところに写真が出ていますが、最終的にこういう建物で外壁の色はこうするとか、そういうのが決まるのはどこの段階で決まって、あるいはそれをだれが最終的に判断するのですか。

○事業者：今提示しているパースについては、昨年9月の提案時のものですので、まさにガラスの割合とか、そういった点についてはまだ基本設計の段階で、来年の春に向けて基本設計をしています。ただ、その段階では、ある程度のところについては方針を決める予定ですが、いずれにしても今回の環境影響評価をした影響の範囲内におさまるような外壁の素材を採用していくと考えています。

○渡辺委員：そうすると、この外観図というのは、ほぼこういう形で建つということが大抵現時点で決まっているのですか。

○事業者：いえ、まだ決まっていません。まさに基本設計をやっている段階です。

○渡辺委員：そうですか。この建物を見ると、こう言うは何ですが、この中にこの地域の中核となるシンボリックな建物としては何か非常にシンプルで特別おもしろみがないなど、これは私の感覚ですけれども、いわゆる私はどっちかという大宮のソニックシティふうの曲面を多くしたほうが楽しいと思うわけで、それは本人の好みもありますので、それはどういう段階でだれが決めるのかなとそう思いました。

○事業者：基本的には昨年9月提示しました、コンペティションで審査員の先生方に選んでいただいたものですので、埼玉県、さいたま市との複合施設ということもあり、基本的にはこの形は外見としてやはりベースに進めざるを得ないと思います。ただ、素材等については、これから検討します。

○渡辺委員：わかりました。

○町田副会長：恐れ入りますが、本日の議論としては本質的ではないことですが、資料1の一番下に小さな字で注がありまして、今後の事業計画策定及び関係機関協議により変更の可能性があるとして書いてありますね。この辺は一体いかがですか。実は国土利用計画とかあるいは経済産業省の議論で、この部分の需要の問題を私どもで議論しているのですが、その辺の見通しは、どのように考えているのかと。つまり多分環境影響評価としては、これだけやっておけば大きくはならないと思うのでいいのかなと思うのですが、その辺いかがですか。

○事業者：恐らくご指摘は、建物が今計画しているものよりも著しく大きくなるのかという

うことがあるかと、そういう質問と受け取ってよろしいですか。

○町田副会長：そうです。多分小さくなるだろうと思っけていますけれども。

○事業者：そういうご質問ととらえさせていただければ、ご指摘のとおり実はこれ以上著しく大きくすることは、オフィスの需要等も考えまして今のところ考えていません、基本的にはこのボリュームの範囲内でやっていくことを考えています。

○京野委員：まだ本当に基本の段階でしょうから、私がちょっと心配なのは駐車場ですけれども、今は平地にそのまま置いてあり、イベントのときなどに使っていますけれども、駐車場は県と市と民間とそれぞれの駐車場を持つことによって全部で広さがどれだけと書いてあって、調査書の9ページを見ますと駐車場というものが低いところに4カ所ほどあるわけですが、それぞれの駐車場というのは、何か大きなイベントがあるときにはそれぞれ市、県や民間など区別をせず、うまく使えるように配分される予定なのか。またそういうときの出入りに対して、それぞれ面する大通りなどにも通行量が偏らないでうまく配分される計画まで現時点でも既に考えていますか。

○事業者：駐車場については、今回商業施設がかなりの面積になることから大店立地法の適用になるので、通常よりもかなり多めの台数が必要になってきます。大店立地法を検討するに当たって、今回の埼玉県の中規模展示場、それからイベントホール、こちらについても大店立地法の対象面積に含めまして検討しています。今、民間、公共を問わずうまく駐車場を融通してというご指摘でしたが、商業の駐車場についても立地法上、十分台数を確保してしまして、これは時間貸しで一般にも開放していますので、当然公共施設を利用の方が使用することは可能になっています。

それから、これは補足ですが、今敷地には全く建物が建っていませんが、いろんな観光バスの発着所として今使われている状況です。これについては埼玉県が地下1階を観光バスの発着にも使えるように、建物竣工後も現在のように利用できるようなことで考えていますので、そういった点にも配慮して計画を進めています。

○安岡委員：ちょっと関連して。資料2の最後に記載した内容ですが、さいたまスーパーアリーナの駐車場として使われる可能性もあるだろう。そういった場合にこの施設内のいろんな利用とあわせてこの共用施設の中あるいは外部の道路交通に対する影

響もぜひ検討していただきたいということを書いています。

○河村委員：計画書の11ページで、完成したときに1日当たりどのくらいの人口がこの施設を利用すると考えていますか。それは実は下水、汚水や廃棄物等に対して市として受け入れ体制が十分ととっているのかどうかというのを確認したいからです。

○事務局：一応昼間の人口の利用者数は9,000から1万人ぐらいを想定しています。

○河村委員：市として下水は大丈夫だとか廃棄物は大丈夫だとかいうのは確認とっておられるのか、あるいはそちらのほうは今からどうしよう、あるいはどのくらい必要なのかということを検討しようと思っておられるのか。

○事務局：市として確認はとっていませんが、下水処理区域に入っていますので、問題はな
いと考えます。

○河村委員：既存の施設能力でカバーできると。廃棄物も。

○事務局：廃棄物についても、市の一般廃棄物処理計画がありますが、市全体から見れば当然相当量的には少ないので問題ないと考えます。

○坂本会長：そろそろこの部分はよろしいですか。このところはまた後でまとめますが、
幾つか委員会の意見を書き加える必要があるような意見が出たと思います。

－第3章 調査計画書19ページから25ページ－

○小松委員：23ページの土壌にかかわる項目で地歴を調べた中で、何もないだろうということ
ですが、これ大体もとはなにがあったのですか。全く可能性はないですか、大丈夫
ですか。

○事務局：この調査は、埼玉県生活環境保全条例の規定に基づいて特定有害物質を取り扱う
事業所があるかどうか土地の履歴を調査して市に報告する義務があります。（事
業者へ）調査は終わっていますか。

○コンサル：こちらについては地歴調査を過去の地図、公図等々、あと土地ですが、国鉄、現
JR貨物が貨物駅として使っていた場所ですのでJRへヒアリングを行いまして、
当時の利用状況等を報告書としてまとめました。結果としては、有害物質を取り
扱う事業所がなかったと確認し、その報告を出しています。

－第4章調査方法 大気質 調査計画書27ページから36ページ－

○坂本会長：一般環境の調査を大気でやる場合に、1季節で1カ月となっています。そうす
るとかなり大気の状態は、ここにも大気安定等と書いてありますけれども、そうい
う状態があるかと思うのですが、どういう時期に調査をしようとしているのか、

それによって年間の予測がある程度できるのか、その辺いかがですか。

○コンサル：今回の計画の場合、冬季の2月に既に調査を行っていますので、その結果を用いて調査結果をまとめたいと思います。

○坂本会長：2月が一番（高濃度）でしょうか。私の記憶では、日本におけるいろんな濃度が高くなるのは11月の後半から12月、2月頃はむしろだんだん強い風が吹いてきて、冬ではあるけれども、事情が違うと思いますが、それは年間の濃度変動などを見て2月が高くなっている事例が非常に多いということですか。

○コンサル：確かに12月が一番高いかと思いますが、一応高い季節が冬季ということの中に含めて、2月を選びました。

○坂本会長：その意図はどういうことですか。1季節1カ月連続ではかることを考えた場合に、やはり一番影響の大きいところ、濃度の高いところで調査し、それでも心配だから当該調査時期を見るのが一番適切かと思いますが、そういう趣旨からすれば果たして2月で適切かなと思いますが。

○コンサル：おっしゃるとおり、大気質の状況把握及び将来予測のバックグラウンド濃度ということで考えると、周辺の常時観測局を用いることを考え、その年間のデータを使用しますが、本施設では技術指針の手引に基づき1季1カ月程度の連続測定を実施し、それと周辺の観測局との整合を見た上で周辺の観測局のデータを使う方法をとりました。

○安岡委員：実際に測定を実施したのであれば、その1カ月の中に例えば逆転層が生じているような日があったのかどうかはまだわかりませんか。

○コンサル：逆転層については、調査結果について今まとめている状況です。

○安岡委員：かなりそういう厳しい条件がもし入っていれば、会長の指摘の中にもし仮に含まれると思いますが、周辺の常時観測を一つは検証するという目的だけであればこれでもいいかなという感じはしますけれども、いかがですか。

○坂本会長：そういった形でやればよろしいかと思いますが。

それからもう一つ、少し矛盾かと思いますが、28ページの表4の2、供用後施設の稼働、自動車交通の発生、ここで施設の稼働で二酸化窒素が出ています。これは、施設の駐車場の換気などのエネルギー消費に伴う話なのか、自動車から二酸化窒素が出るということであれば浮遊粒子状物質もあるかと思いますが、その下の自動車交通の発生では両方に丸がついていますが、これはいかがですか。

○事務局：これについては、施設の稼働については駐車場等とありますので、施設で使われる熱源、ボイラー等も含めると思います。もちろん、駐車場の排気等も含まれています。確かに駐車場等を想定するとSPM、炭化水素も必要になるという考え方も出てくると思います。（事業者へ向かって）これについてお答えしていただければ。

○コンサル：駐車場に関しまして、施設の稼働は前述のようにボイラー等の熱源やそれから駐車場を主に計画してあります。駐車場の計画がはっきりしてから、そちらで自然排気を行うのか、それから強制排気を行うのか等々含めまして予測を行いたいと考えています。今のところは二酸化窒素を想定している次第です。

○河村委員：私は内容に対する質問ではないのですが、31ページの下に距離のスケールの印があります。それと図の中で例えば点線で囲んだ調査範囲の一边が約1キロと書いてありますが、このスケールから見ると1.5キロとかそれ以上ですので、かなり広い範囲を調査するように見えるわけですが、正確に書いていただかないと誤解を招くということで、ちょっと指摘しました。

○コンサル：すみません。おっしゃるとおりで、1キロ四方で想定していましたが、記載が今約2キロ四方みたいな形になっています。想定は1キロ四方です。

○坂本会長：中心から1キロ四方ではなくて。

○コンサル：はい。

○坂本会長：中心から1キロ四方だったらこれになるから、そのぐらいやっただけのらしたら非常にいいと思いますが、そうしたら修正は当然してください。今の大気質のところはいいですか。

—第4章調査方法 騒音・振動 調査計画書37ページから46ページ—

○川上委員：騒音、振動ですが、工事中の騒音、振動、平日、休日各1日測定するというのですが、こういう測定日は工事をしている人に連絡するのですか。

○事務局：測定については、現況調査ですので、現状の状況になりますが。

○川上委員：工事中はしない。

○事務局：はい。この計画では現況を把握するための調査になりますが。現況の調査結果に建設機械のパワーレベルを足して予測評価する形になります。

○坂本会長：委員会を2回実施し、この部分については特に委員会意見等がなかったということです。

－第4章調査方法 水象 調査計画書47ページから49ページ－

○小松委員：地下水の水位とか水脈、分布水位等を調査するとありますが、水質はどうですか。

○事務局：水質については、この計画では公共下水道を使用しますので、公共用水域への排水はないので、調査項目から外しています。

○コンサル：地下水については、地下水の水質に影響のあるような工事等も行う計画でないの
で、地下水の水質には影響がないと考えています。

○小松委員：工事で薬液注入とかされる予定はないですか。

○コンサル：ありません。

○坂本会長：これはどっちかという基礎工事に伴う水脈、水位がどう変化するかというところ
に重点があるということですかね。

○コンサル：そうです。

－第4章調査方法 景観 調査計画書50ページから52ページ－

○坂本会長：景観については、委員会から眺望軸を明確にして記載しなさいとの意見が出てい
ます。

○安岡委員：補足しますと、眺望する地点は書かれていますが、当然計画建物を見る方向とい
うことでは、どれぐらいの範囲の中に計画建物が眺望的に位置づけられる
かということをもう少し明確に、というのが意見でした。

－第4章調査方法 日照障害 調査計画書53ページから55ページ－

○坂本会長：これは委員会の意見としては2件ありました。

(意見なし)

－第4章調査方法 電波障害 調査計画書56ページから57ページ－

○坂本会長：電波障害についての意見、質問はありますか。これは委員会意見としては、
(1)、(2)、(3)と3件ありました。

○町田副会長：委員会意見のところの2番目に現東京タワーを対象としてと書いてありますが、
これはどういうことですか。

○坂本会長：補足をお願いいたします。

○住広委員：ご存じのように、送信所が東京タワーから新しいところに新東京タワーが移る時
期がちょうどこの建物の工事と重なりそれが特異な時期だと思います。そうかとい
って東京タワーから送信しているときもちょうど工事期間にかかりますので、
今はそちらの電波を受けていますので、無視することはできない、やはり両方調

査しなきゃいけない。ただし、新しいタワーの詳細が決まっていないので、それらも調査するという事は現時点では無理だと、東京タワーを一応対象にして調査するという事です。

○坂本会長：いろいろなことを配慮していただいて両方を書いてあるということです。（２）は東京タワーから新タワーへの移行という事情もありますので。

○安岡委員：非常に難しい問題ですが、一応新しいタワーに送信所が移動した場合、それがきちんと受信されるように施策をすること自体は、放送事業者に一応義務づけられているというお話でした。ですから、この地域にこういう建物を建てるという事業者があくまで責任を負うのではないと。ですから、現状で調査をしておくということですが、ただ当然供用後に新たな電波網ができた時に、そこでまたいろんなクレームが発生するという状況は考えられると思います。非常に難しい問題ですね。ですから、委員会意見（１）は、きちっと時系列でそういう状況を説明した上で現状について調査するようということでした。

－第４章調査方法 風害 調査計画書58ページから59ページ－

○坂本会長：これは委員会意見としては４項目が上がっています。質問、意見等ありますでしょうか。

ここについては、やり方はこれしかないのかもしれないですが、過去10年で予測、もしくは調べて使うということで、なかなか過去のデータがだんだん使えなくなっているものが多い。これも少しある意味では単純に過去よりは振れ幅が広がる可能性をも少し考慮しておいていただくぐらいがいいのかなと思います。地球規模の問題がだんだん出てきて、いろいろと過去のデータを予測に使うとき配慮しないといけないものが増えてきていると思います。

よろしいですか。ここは委員会が非常に細かいところまで検討し、意見をいただいていますので。

－第４章調査方法 廃棄物 調査計画書60ページから61ページ－

○渡辺委員：１つだけ、ここで雨水の利用についても書かれていますが、中水というか、いわゆるトイレの水とかなにか比較的水質の悪い水でもいいという部分での利用は、この建物では考えていますか。

○事業者：今ご指摘の中水については、そういうトイレとかの水に使う方向で今検討しています。

○小松委員：ついでにですが、11ページに共同溝に中水の引き込みと書いてあって、ただ単に興味があるのですが、どこからの中水ですか。下水処理水ですか。

○事務局：中水については、さいたま市の下水処理センターの排水を県で処理して、それを新都心に送って、中水化したものです。

－第4章調査方法 温室効果ガス等 調査計画書62ページ－

○坂本会長：委員会としては2項目挙げています。

○小松委員：全般的な質問というか、例えばこの温室効果ガス等について委員会のほうから2点検討することと出ています。この計画書12ページの下に省エネルギー手法を採用し、エネルギーを効率的に管理することで二酸化炭素排出量を削減すると、非常に抽象的に書いてありますよね。こういうのは委員会から出てきたこのように検討してほしいということに対して、どこでどのように対応されて、結果としてどなたがそれをチェックするのですか。

○事務局：最終的に市長意見として出しまして、それを事業者が勘案して準備書の中で反映させるという形になります。

○小松委員：準備書はどこで、この委員会かなんかに出てくるのですか。

○事務局：もちろん、同じように公告縦覧して審議会の中でご審議していただきます。

○坂本会長：あと一つは、その事業者が事後評価をどのようにやっていくかというところで、また、どういう項目立てになるか。

○事務局：準備書の中には、事後調査計画の記載も含まれてきます。

○渡辺委員：先ほど建物外観についての話で三菱地所から説明がありましたが、今想定されているのはガラス張りの建物です。これをどういう外装にしたらどのくらい削減できるかというのは、比較的數字が出てくるのではないかなという気がしたんです。建物の断熱化はどういうふうにするとか、建物としての対策、あとメンテナンスとしてどういうふうに熱源を供給するとか、エレベーターをどうするかと思うのですが、建物としては比較的数値化できるのではという気がしたのですが、いかがですか。

○坂本会長：ただ、今ここでやるのは工事の仕様なりそういった材質について我々は指摘するのではなく、全体として環境負荷を下げる、それから温暖化ガスを減らす、そういうことをあらかじめ設計などの段階でどのように配慮していただくかということに意味はあるのかと思います。

○渡辺委員：そうですが、なるべく最終的にどういう選択肢がいいかというのがわかるような形で数値化されると、その重要性が把握しやすいと思うので、その辺も準備書を作成するときに考えられたらいいかなものか。

○事務局：今さいたま市の環境保全に関する条例というのを策定中で、間もなく公表予定ですが、その中に建築物の評価制度がございまして、一般に言われるCASBEEという手法を使いまして評価していく制度があります。その条例の適用になるので、それに準じてきちんとした評価が出される建築計画になると思います。

－第4章調査方法 コミュニティ、地域交通 調査計画書63ページから65ページ、66ページから70ページ－

○坂本会長：ここにつきましては、地域交通では委員会のほうから意見が1つ出ています。

○安岡委員：この件に関しましては、きょう久保田委員がご欠席ですが、現状のスーパーアーナに対する臨時の駐車場的な利用状況も含めて将来的に、日常的な使われ方だけではなくて、イベント時にも施設が十分機能するあるいは周辺にも大きな影響を与えないというところをアセスメントしてほしいと、こういうことです。

○坂本会長：コミュニティと地域交通のご欠席の久保田委員からの意図について補足説明をいただきました。

－第5、6章地域特性、環境保全 調査計画書71ページから－
(意見なし)

－調査計画書全体－

○安岡委員：先ほど川上委員から騒音について、工事中に測定するのかということで、要は当事者に知らせるとその日だけ小さくなるという心配だったと想像しますが、この環境影響評価の事前評価を行うという立場からいえば、そういった排ガス等の問題あるいはクレーンによる電波障害でテレビ画面が揺れたとかいうような工事中のクレームに対して、モニタリングとか何らかの形で対応するということは法律的には入っていないですね。

○事務局：そうですね。この調査計画書にはその記載はございませんが、工事中の測定とかは考えていますか。

(事業者からなしの回答)

○事務局：予定はないとのことです。

○安岡委員：実際に近隣住民等からはそういった特に工事中的の問題については、その日その日

でクレームが入ってくるわけですが、そういうことに対して当然施工業者ではきちっと対応するだろうと思いますが、例えば騒音でいえば基準を満たしていないということでクレームが出てくるとはと思いますが、そういうことに対して基本的にこの場では何か義務づけたりすることはできませんか。

○坂本会長：そうですね。

○事務局：通常例えば建設作業ですと、特定建設作業に該当すると騒音とか振動の規制基準はかかります。市にも建設作業に伴う苦情というのは、何件か必ず毎年寄せられます。その際は市でも対応しますので、事業者に必要な対策を講じるよう指導しているところです。

○坂本会長：そういう意味でこことは別のところの仕組みですることだと思います。

○安岡委員：そのように存じていますけれども、川上委員の指摘でやはりここで何か義務づけておいたほうがいいのかと思ったので。

○事業者：申しわけございません。先ほど面積についてオフィスがこれ以上増えることがありますかという指摘がありました。オフィスについて今のところ増やすつもりはないです。駐車場につきましては、今この時点では機械式駐車場の予定ですが、今、自走式の平面駐車場に変更を考えていますので、車路の部分が増え、全体の延べ床は若干増える感じです。

○坂本会長：それでは、審議会の意見の取りまとめ方ですが、最初のところで幾つかご意見が出ましたので、そのまとめ方については、委員会意見につけ加えて市長に答申するというので私に一任いただければと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○坂本会長：ありがとうございます。

それでは、5分ほど休憩をいたしまして次に再開します。

午前11時46分 休憩

午前11時51分 再開

○坂本会長：それでは、再開します。

議事の2点目、環境影響評価調査計画書の変更です。事務局から出席者の紹介をお願いします。

○事務局：(都市計画決定権者、事業者紹介)

<議事2 さいたま市新クリーンセンター整備事業>

○坂本会長：それでは、事務局から変更点について説明をお願いします。

○事務局：（資料5説明）

○坂本会長：これについては8月28日付でこの調査計画書の変更について審議会の意見を市長から求められています。

今の説明のように、排水路が北側のほうにかなり長い距離で出ていたものが、今回は南側のほうへ非常に短い距離になったということ。そしてそれに伴って河川水質の調査地点が変更になったということですので、本日の委員会で皆様方の意見を伺って答申をするということとしたいと思います。いかがですか。質問ご意見をお願いいたします。

どうぞ。川上委員。

○川上委員：南に放流するほうが素人が考えても自然でいいのですが、説明がよくわからないのでもう少し説明をお願いしたいのですが。

○坂本会長：補足をお願いします。

○事業者：油面川の流域ではないということは、基本的に新クリーンセンターの敷地の部分については油面川に流す流域ではなかったと、ここ（新クリーンセンターと鴻沼川の間）の部分については市の敷地しかないことから、北側ではなく南側の排水路を使って、鴻沼川に排水するということです。

○坂本会長：もともとの点線からすると、その隣のところは別の施設ですよ。ただし、そうではあっても全体としては市のものになるので、こちらのほうも使えるということとは、はっきりいえば（以前から）わかっていたということですよ。

○事業者：そうです。

○事務局：油面川の河川管理者との協議の結果ということですね。

○坂本会長：当初、ここに排水ができる可能性というのは考えなかったということですか。

○事業者：もともと南側の排水路については、クリーンセンター西堀というし尿処理施設が使っており、基本的にその排水路に新たなものを入れることには若干懸念があり、排水管理者と油面川の部分につきましても検討を重ねてきたところですが、最終的にもともと市のし尿処理施設の排水路は市の施設だけ（が利用しているもの）で、新たな新クリーンセンターも市の施設ということで、そこへ排水をするということで協議がととのったということです。油面川の流域については、もともと新クリーンセンターの部分を基本的に盛り込めるかどうかというところを協議を

重ねていたところですが、油面川の排水の容量を考えると直接鴻沼川を通して鴨川に排水したほうが、より地域の排水計画等においても有効になるだろうということで南側の排水経路が使えるようになったということです。

○坂本会長：皆さんの質問は、なぜ最初からその計画にならなかったのかということであったと思います。計画の変更の内容は、むしろ全体として合理的になったということかと思いますが。

いかがでしょうか。計画どおりで差し支えないということによろしいですか。

(異議なし)

○坂本会長：ありがとうございます。そうしましたら、特に計画どおりということで答申をお願いしたいと思います。

それでは次に、議題の3点目、その他ですが、事務局から何かありますか。

○事務局：本日の会議の議事録について1点、お話しします。

本日の会議の結果については、公開することになっています。そこで公開するに当たって委員の皆さんに議事録の確認の依頼を改めてメール等でいたしますので、よろしく願います。

○坂本会長：本日これで議題はすべてですが、何か言い残したとか、こういったことも審議会で考えたほうがいいのか、そういったことはありますか。

○小松委員：新都心についてもいいですか。やはりあれだけの大きな工事なので、地下水の水質ぐらひは前後で測っていただきたいというのが私の希望ですが、検討していただければと思います。

○坂本会長：それでは、きょう今の話にもありましたが、議題の1番目は非常に埼玉県の中としては大きな計画でちょっと時間はたくさん使ってしまいましたが、慎重に検討させていただきました。幸いそれほど時間を超過することなく、最後までこぎつけることができました。ご協力ありがとうございました。

○事務局：坂本会長、委員の皆様、長時間にわたりましてありがとうございました。

以上をもちまして、第12回さいたま市環境影響評価技術審議会を終了させていただきます。

午後0時5分 閉会